

# 下布田小学校PTAサークル規定

## 第1章 PTAサークルの目的

第1条 PTAサークル（以下、「サークル」という。）は、PTA会員の生涯学習活動の推進を目的として活動する。

## 第2章 サークルの設立

第2条 サークルは、設立を希望する者が、サークルの活動目的、活動計画案と参加登録メンバーを記載した設立申請書をPTA役員に提出し、運営委員会の承認を経て、設立される。

第3条 サークルの参加登録メンバーは、PTA会員10名以上とし、代表者1名を置く。

第4条 サークルの活動は、原則として月1回以上とする。但し、活動目的により、それによらないことも認めることがある。

第5条 サークルの活動拠点は、原則として下布田小学校内に置く。

## 第3章 サークルの運営

第6条 ①サークルは、毎年6月末までに、当年度の活動計画と参加登録メンバーを記載した書面を、PTA役員に提出する。

②PTA会員OB・OGのサークル活動への参加も、認めるものとする。

第7条 ①第3条から第5条に規定する条件を満たし、かつ、第6条の書面を提出したサークルに対し、PTAより、必要に応じ所定の活動費を支給する。

②年度末には当年度の活動報告ならびに会計報告を運営委員会に提出する。

第8条 サークルが第3条から第5条に規定する条件を満たすことができなくなったときは、PTA役員はそのサークルの活動実態などを聴取し、サークルの存続についてサークルの参加登録メンバーと協議する。協議の上、サークルが存続を希望し、運営委員会がそれを承認した場合、PTAはそのサークルに対し参加登録メンバー内のPTA会員の人数に基づき、必要に応じ活動費を支給する。

第9条 ①サークルが提出した当年度の活動計画以外の活動（提出した活動計画に基づいて、必然的に生じる活動は除く。）を行おうとするときは、予めPTA役員に活動内容を申請し、運営委員会の承認を得るものとする。

②学校の依頼による活動については、事前にPTA役員に報告するものとする。

第10条 サークルによる参加登録メンバーの募集に際し、募集案内の作成、印刷及び配布は、各サークルで行うこととする。なお、PTA役員は、サークルの代表者の要請があったときは、募集活動の相談に乗ることができる。

第11条 サークル活動時の事故等のPTAとしての補償については、川崎市P協見舞金給付制度による補償を適用する。

## 第4章 サークルの解散

第12条 サークルが解散を希望した場合、サークルは所定の解散届を記入し、活動報告とともに運営委員会へ提出する。また、サークルが活動費の支給を受けていた場合、解散時点での会計報告を運営委員会に提出し、活動費の残金を返却しなければならない。

## 第5章 附則

第13条 本規定の改廃は運営委員会において行う。

第14条 ①本規定は平成8年3月2日から施行された「新サークル設立規定」（平成11年4月3日一部改正）に所用の改正を加え、平成12年3月4日に名称も変更し本規定として新たに施行する。

②本規定は平成29年4月24日に一部改正する。

③本規定は令和4年2月5日に一部改正する。

④本規定は令和6年4月20日に一部改正する。